

当院における リフィル処方箋の運用ルールについて

令和6年12月19日
社会医療法人駿甲会
コミュニティーホスピタル甲賀病院
薬剤科

リフィル処方箋について

- ・症状が安定している患者に対し発行
→医師の診療にて症状が安定しており、長期間処方が可能と判断された患者→**原則前回処方と同じ処方が継続される患者**
- ＜例外＞
 - ・花粉症については令和5年に厚労省より見解が出ており、**前シーズンまでの治療で合う治療薬がわかっている場合**今年処方が初回でもリフィル処方可能
 - ・当院では血圧の薬などで、同薬剤での用量変更や、以前に使用していた薬剤等であり、**医師がリフィル処方箋有効期間内の安定性を予見できる場合であれば変更可能**

リフィル処方箋不可の場合

- ・急性期疾患は不適
- ・初回処方不可
- ・日数制限がある薬剤、湿布はリフィル不可
(麻薬、一部の向精神薬など)
- ・当院では抗がん剤、抗菌薬の一部も不可 ← 当院のルール
※ホルモン剤や長期服用する可能性のあるものは除外

公的なルール

当院のルール

- ・リフィル不可の薬剤がある場合、
処方箋を別にすることは可能



リフィル処方箋について

- ・2回目、3回目で追加は不可。別に処方箋発行が必要
- ・初回に追加したら2、3回目も追加となる
- ・日数は全て統一する
- ・残薬調整は保険薬局で行い、電子カルテ上処方箋変更はせず、
本文入力のみとする
- ・入院したら他科であってもその時点でリフィルは中止となり、
回数が残っていても使用できない

リフィル処方箋について

補足(その他)

Q: 湿布以外の外用のみや片頭痛の頓服薬のような薬はリフィル処方できないのか？

A: リフィル可能。来局予定日は常識的に考えて次回予定日になりそうな日を決めてよい。(R4.4.1 厚生局確認済)

管理薬剤師.comより

外用薬の場合でも処方日数を記載する(日本薬局協会より)

※ 片頭痛や便秘など**慢性的に頓服薬が必要な状態で、一定期間での使用回数がある程度決まっている場合のみ可**
発熱時など、急性疾患用は不可

リフィル処方箋について

- ・リフィル処方箋を途中で紛失した場合
(1回または2回調剤が終わっている場合)
自費で**新規に**処方箋を発行する(次回外来受診予約日まで)
以前発行したリフィル処方箋の再印刷は不可
- ・リフィル処方箋の期限が切れた場合
期限切れの処方箋は当院で回収
受診し、新規で処方箋を発行する

事前にいただいた質問事項

- ・高齢でリフィル処方箋の説明を繰り返し行ってもリフィルのルール
の理解が難しいケースがあるので、その場合は疑義照会を行って
よいか
→ 疑義照会をお願いいたします(リフィル不可へ)
- ・リフィル1回目と2回目の間に他医療機関に入院していたことが
判明した時はリフィル不可とすべきか
→ 不可です。疑義照会、受診勧奨をお願いいたします

事前にいただいた質問事項

- ・甲賀病院に入院していた方がリフィル処方せんを持参されたとき、
疑義照会をしてリフィル不可を確認すべきか、持参された時点で
即受診勧奨の対応で良いか。
→ リフィルでの調剤を既にしていて、同じ処方箋の2・3回目との
間ということであれば受診勧奨してください。
退院後初めての受診でリフィル処方箋が発行された場合は
退院処方と同じ内容であれば問題ないと考えております
- ・白内障の手術での入院もリフィル処方箋はリセットと考えてよいか
→ その通りです。疑義照会、受診勧奨をお願いいたします

事前にいただいた質問事項

- ・初回削除の場合、2・3回目も削除となるか。
(例、花粉症状が落ち着いてきた際にフェキソフェナジンやビラノアなどをリフィルで継続で処方いただき、患者が当分不要と訴えた場合)
 - 削除です。2・3回目で欲しい訴えあれば受診および別途処方箋発行が必要です。
処方箋はリフィル全てにおいて初回の処方箋と同じ内容であると考えています。
残薬調整は例外で、該当の1回のみのもので適応と考えています。

事前にいただいた質問事項

- ・残薬調整が必要な場合は、事前同意プロトコルに則って、通常の処方せんと同様に報告を行うでよいか
 - その通りです。削除の場合は疑義照会をお願いいたします。
事前同意プロトコル締結のない場合は疑義照会をしていただくか、締結をご検討くださいますようお願いいたします。
- ・処方日数が異なる(たとえば28日と10日など)内服薬が記載されているリフィル処方箋は疑義照会をしたほうが良いか
 - 疑義照会をお願いいたします

事前にいただいた質問事項

- ・隔日投与で28日分の2回リフィル処方箋は合計112日の受診間隔になるが、よいか
 - 当院は30日を超える院外処方に対して、カルテへの記載および患者さんに連絡先等が記載された文書をお渡しすることになっております。また、当院としては少なくとも三か月に一度受診をしていただきたいと考えております。疑義照会をお願いいたします
- ・向精神薬が含まれているリフィル処方箋はよいか？
 - 日数制限がない薬剤であればよいと考えられます

事前にいただいた質問事項

- ・リフィル処方箋での残薬調整について
例えば28日×3回の処方箋で1回目に15日分に残薬調整した場合の日数について、リフィル処方箋15日×3回になるのか、28日×3回になるのか
 - 28日×3回後に次回受診予定であると予想されます。
この場合は15日分あれば28日分になると考えますので、1回目のみ15日で調剤、2回目以降は28日で調剤してください。
可能であれば当該リフィル処方箋最後の調剤時に残薬調整していただけるとやりやすいかと考えます。